

平成 30 年 9 月 27 日

問合せ先 飛島建設株式会社
広報室長 松尾 和昌
(TEL 03-6455-8312)

弊社従業員への判決について

贈賄の罪により起訴されておりました弊社従業員に対し、昨日 9 月 26 日、大阪地方裁判所において有罪判決が言い渡されました。

本件につきまして、従業員は、共同研究開発の技術指導料としての支払いをしたのみであり、有利かつ便宜な取り計らいを期待して支払ったなどという認識は全くなかったため、これまでもその認定が得られるよう主張立証を尽くし、また、今回の判決に対しても公正な判断を求めて直ちに控訴しました。

弊社としても同様の事実認識であり、有罪と判断されたことは誠に遺憾ではありますが、従業員による訴訟対応を見守りながら、引き続き真摯に対応していく所存です。

関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をお掛け致しますが、引き続きご理解いただきますようお願いいたします。

以上